

教育委員会 採用前研修受講者への連絡等業務に従事する職員（会計年度任用職員）要綱

1 目的

この要綱は「大阪市教育委員会会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、教育委員会 採用前研修受講者への連絡等業務に従事する職員（会計年度任用職員）（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 書類選考
- ② 面接

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

- (a) 1 日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日
- (b) 1 日 6 時間の勤務時間で週 5 日の勤務日

「勤務時間」

午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分

- (a) 1 日 7 時間 30 分（休憩時間 45 分）
- (b) 1 日 6 時間（休憩時間 45 分）

始業時間は、15 分単位とする。

「休憩時間」

45 分（午前 12 時 15 分～午後 1 時）

附則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。